

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 情報公開規則

理事長・学長決定
2023年8月1日

(目的)

第1条 本規則は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「公開法」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに行政手続法（平成5年法律第88号。）（以下、併せて「関連法」という。）に基づき学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）における情報開示等について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 学園は、関連法その他法令等並びに本規則等により公表が要請される事項を適切に公表しなければならない。
- 1 学園は、学園の保有法人文書及び保有個人情報に関する開示について、国籍にかかわらず個人及び団体が有する権利を保障しなければならない。
 - 2 学園は、全ての開示請求について、関係法及び本規則等の規定に基づいて処理を行わなければならない。
 - 3 学園は、本規則及び関係する規程等により、開示請求者に対して、その開示請求の方法等について必要な事項を広く適切に提供しなければならない。
 - 4 学園の役職員は、情報開示の重要性を認識し、本規則にしたがって適切に対応しなければならない。

(定義)

第3条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保有法人文書

学園の法人文書管理規則第3条第1号に定義される文書のうち、現に学園が保存しているものをいう。

(2) 保有個人情報

学園の個人情報保護規則第3条に定義される個人情報のうち、現に学園が保有するものをいう。

(3) 開示請求者

学園に対して、関連法及び本規則等にしたがい、学園が保有する法人文書又は個人情報の開示を請求する又はしようとする個人又は団体をいう。

- 2 次の各号に掲げる用語の意義は、学園の法人文書管理規則の定義による。
 - (1) 文書管理者
 - (2) 文書管理責任者
- 3 次の各号に掲げる用語の意義は、学園の個人情報保護規則の定義による。
 - (1) 個人情報保護管理者
 - (2) 個人情報保護責任者

(公表すべき事項)

- 第4条 学園に関して公表すべき事項は、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 組織の目的及び業務の概要
 - (2) 役員に関する情報（人数、名前、職位、任期、経歴等）
 - (3) 職員数
 - (4) 役職員の報酬・給与及び退職手当の基準
 - (5) 直近の事業計画及び事業報告書
 - (6) 直近の貸借対照表、損益計算書その他財務に関する直近の書類
 - (7) 契約に関するルール及び手続き
 - (8) 監事の直近の意見
 - (9) 公認会計士又は監査法人の直近の監査結果
 - (10) 法人文書ファイル簿
 - (11) 個人情報ファイル簿
 - (12) 適用される法令や国の定めるガイドライン等により公表を求められる事項
 - (13) その他、学園が必要と認める事項
- 2 前項の事項は、全て日本語で公表するものとする。
 - 3 第1項の事項の個別の公表事項は、それぞれ当該事務を所管する部署において管理を行うものとする。
 - 4 第1項の事項等の公表は、学園のウェブサイトにおいて行うものとする。
 - 5 前項のウェブサイトにおける公表の管理は、事務局により行うものとする。

(不開示情報)

- 第5条 学園は、公開法第5条に規定される不開示情報を公表又は開示することはできない。

(開示請求)

- 第6条 学園は、学園の保有法人文書及び保有個人情報について関連法及び本規則等にしがった個別の開示（以下「開示」という。）の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、本規則及び関連規程等の規定の範囲内において、当該開示請求の対象となる保有法人文書又は保有個人情報を開示しなければならない。
- 2 前項の開示請求及び、審査基準、開示の方法及び手数料等については、当該開示の対象が保有法人文書であるときは学園の「保有法人文書開示規程」により、

当該開示の対象が保有個人情報であるときは学園の「保有個人情報開示規程」により、それぞれ別に定める。ただし、保有個人情報に対する開示請求に関する審査基準は、学園の「保有個人情報開示審査基準」により、別に定める。

(保有個人情報の訂正及び利用停止等の実施)

第7条 学園は、学園の保有個人情報について、関連法及び本規則等にしがった個別の訂正及び利用停止等の請求（以下「訂正等請求」という。）があったときは、本規則及び関連規程等の規定の範囲内において、当該訂正等請求の対象となる保有個人情報の訂正又は利用停止等の措置を行うことができる。

2 前項の訂正等請求の方法等については、学園の「保有個人情報開示規程」により、別に定める。

3 第1項の訂正等請求に関する審査基準は、学園の「保有個人情報開示審査基準」により、別に定める。

(理事長)

第8条 理事長は、学園における法人の長として、関係法の規定に従い、情報公開請求の受理・処理、開示・不開示、延長について最終決定を行い、内閣総理大臣及びその他関係大臣又は国の個人情報保護委員会その他の政府機関等への報告及び申請等を行うものとする。

(事務局長)

第9条 事務局長は、理事長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を統括する。

- (1) 学園に適用される法令により公表が規定されている全ての事項に関する公表及びその順守の確保
- (2) 本規則の維持管理及びその施行のため必要となる審査基準及び開示方法並びに手数料に関する詳細なルールや手続きの策定
- (3) 前条に定める理事長の最終決定及び報告等の補佐及びその実務の遂行
- (4) 前条第1項の決定に関する開示請求者への連絡
- (5) 本規則及び関連する規程、ガイドライン及び開示請求にかかる審査基準等の学園のウェブサイトにおける公表

(文書管理者及び個人情報管理者)

第10条 文書管理者は、所掌する部署が保存する法人文書に対する開示請求があった場合、文書管理責任者を通じて、対象となった保有法人文書を事務局長に提出し、学園の保有法人文書開示規程に定める処理のほか、当該請求の処理に対応しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、保有個人情報に対する開示請求又は訂正等請求があった場合、個人情報保護責任者を通じて、対象となる保有個人情報を事務局長に提出し、学園の保有個人情報開示規程に定める処理のほか、当該請求の処理に対応しなければならない。

(監査責任者)

- 第11条 学園は、本規則に関する監査責任者を置き、最高内部監査責任者をもって充てる。
- 2 監査責任者は、定期的に又は必要に応じて、本規則及び関連する規程等に基づき、学園の情報公開の管理状況等に対する監査を実施することができる。
 - 3 監査責任者は、前項により監査を実施した場合、その結果について、事務局長に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 本規則に関する事務は、法令・コンプライアンスセクションが行う。

(懲戒)

第13条 学園の役職員が本規則の規定を故意に無視し又は意図的に違反する行為をとった場合、学園は、当該役職員について、学園の就業規則等に定める懲戒処分の対象とする。

(雑則)

第14条 本規則に定めるもののほか、情報公開に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

本規則は、2022年4月1日から施行する。

附則

本規則は、2023年8月1日から施行する。